

## 議案第 83 号

### 瑞穂町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行等に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 40 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 14 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

(瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 2

5年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条中瑞穂町国民健康保険税条例附則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年1月1日から施行する。



